

機能的クレームの解釈

～明細書の一実施例に限定解釈された事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第56回）

フィリップスライフスタイル有限公司
上訴人（一審原告）

巨天電器有限公司
被上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

機能的クレームの解釈については司法解釈[2009]第21号第4条に以下の通り規定されている。

第4条 請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

すなわち、機能的・効果的なクレームの記載は許容されているものの、権利範囲は、実施例に記載の形態とその均等な形態に限定解釈される。

本事件では「空気流をほぼ上向きに導引」するガイド部材の文言解釈が問題となった。広東省高級人民法院は、請求項に記載された当該機能を発揮する実施形態に限定解釈し、被告製品は請求項に係る発明の技術的範囲に属しないとの判決¹をなした。

2. 背景

(1) 特許の内容

フィリップスライフスタイル有限公司（原告）は“食品を調理するための装置及びそのための空気ガイド部材”と称する特許ZL200780029489.3（以下、489特許という）の専用実施権者である。489特許は、Kavaring Cooking Systems有限公司により、2007年6月18日国家知識産権局に出願

1 広東省高級人民法院2017年8月23日判決（2017）粵民終1125号

され、2012年1月25日に登録を受けた。Kavaring Cooking Systems有限公司はその後、原告に全世界的に独占的なライセンスを認めた。

争点となった請求項1は以下の通りである。なお、下線部は争点となった個所であり、筆者において付した。

1. 食品を調理するための装置であって、

外壁(4)、空気透過性の底部壁(5)、及び、上方空気の排出開口を有する内壁(3)を備える食品調理室(2)と；

熱空気を、前記底部壁、前記食品調理室及び前記排出開口を順次移動して突き抜けさせるファン(7)と；

空気を前記排出開口から、前記食品調理室から分離した前記底部壁に返す空気ガイド装置(9)と；

前記食品調理室の上部に設けられた熱輻射装置(10)と、

食品調理室下方の空気ガイド部材(11)とを備え、

前記空気ガイド部材(11)は、底部壁(5)下方の外壁(4)上に設けられており、前記空気ガイド部材は、空気流をほぼ上向きに導引し、空気を食品調理室(2)中に存在する食品中へ進入させる。

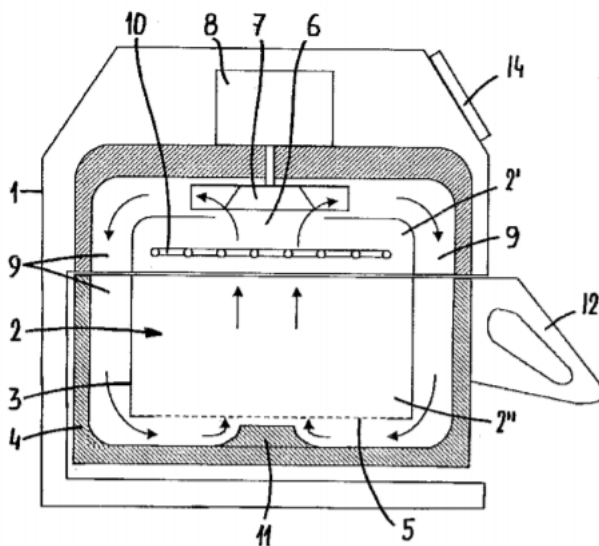


Fig. 1

(2) 訴訟の経緯

原告は、巨天電器有限公司（被告）が製造販売するJT-916型号的エアフライヤー（被告製品）が489特許を侵害するとして広州知識産権法院に提訴した。被告製品概要は以下に示す通りである。